国土交通省
管理職ユニオンニュース
No339
2020年
6月1日

【発行】
国土交通省管理職
ユニオン
【所在地】
東京都千代田区
霞ヶ関2-1-2 中央
合同庁舎２号館
TEL 03-3509-1138
【Email】
k-union@alpha.ocn.ne.jp
【ホームページ】
http://www.k-union.network/

コロナ禍の影響により、第23回全国大会を「新たな形」で実施！

丁寧な議論により運動方針と新役員体制を決定していきます！

国土交通省管理職ユニオンは、二〇二〇年五月二三日と二四日に愛知県豊橋市において、第二三回定期全国大会を開催する予定でした。

しかし、二月から「新型コロナウイルス」が急速に感染拡大したことから、定期全国大会に代わる大会議案討議及び中央諸役員の選出を提案しました。

組合員の感染拡大防止と健康保持を第一義に！

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ禍）は、四月七日に「緊急事態宣言」が発出され、一六日に全国へ拡大し、職場も「テレワーク」や「在宅勤務」など感染拡大防止策が打ち出されています。

五月二五日には全国で「宣言」解除はされましたが、第二波、第三波の「感染拡大」を予測する声も多く、多数の国民と職場の仲間からも自らの健康に対する不安の声も聞かれ、多人数が全国から集まる集会が「クラスター」となる可能性も否定できません。以上のことから、全国から代議員を豊橋市に集めての定期全国大会を「無期延期」としました。

しかし、私たちを巡る情勢は刻々と変化しています。今国会では、検察官の定年延長と抱き合わせる形で審議された「国家公務員の定年延長法案」も先延ばしとなり、どう評価し、私たちがどう闘っていくかは急務の課題です。

その為「一同に会する大会」は実施しませんが、定期全国大会に変わる大会議案討議及び中央諸役員の選出を行うこととしました。

組合民主主義重視！規約に則る代議員選出！

定期全国大会は、こうした運動方針を決めるとともに、役員体制、財政方針を確認していく事が任務です。規約では全国から選出された代議員により採択される事となっており、その規約は、労働組合として「人事院登録」で提出されています。

従って、定期全国大会として様々な決定を行う際、必要な手続きであり、六月九日までに代議員選出を行います。

支部・分会を主体とし工夫ある意見集約を！

私たち管理職ユニオンは、多くの組合員と職場の皆さんとで情勢認識を一致させ、職場世論を作り上げるなら大きな力を果たせると信じます。

従って、支部・分会単位で工夫をしつつ、別途、配布する議案書と本機関紙により、六月一七日まで組合員の意見を集約します。支部・分会で小集会を行うなど工夫すると共に、思った意見は支部・分会役員へ遠慮無く伝えて下さい。

採択・役員投票までの流れ

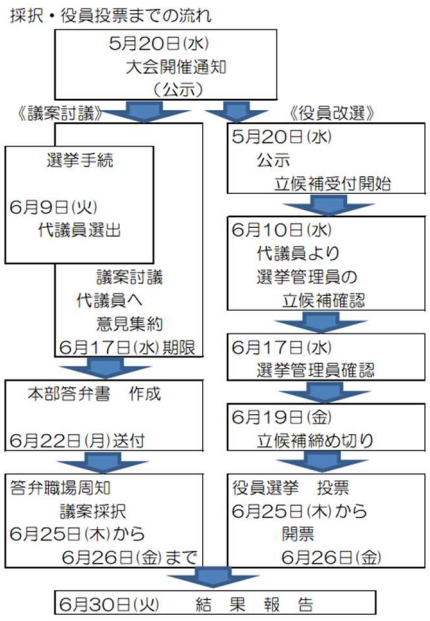

2020議案討議のポイント

情勢の特徴

国の民主主義の在り方を考える時

コロナ禍は、国民生活に多大な影響を与えています。安倍政権はコロナ禍に対応するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を根拠に「非常事態宣言」を発令しましたが、この特措法では不十分とばかりに、日本国憲法を改定し、内閣の権限を強めようとしています。

しかし、国民が求めているのは一人の権力者が物事を決める英雄主義的国家ではなく、現行法制を余すことなく活用した国民生活を守る「規制」と「補償・援助」の組み合わせです。

また、検察官の定年延長が、多くの有識者、国民の反対の世論により先送りとなりました。

安倍政権は、「森友、加計学園問題」では、財務省で公文書が隠蔽、破棄、改ざんされ、財務省職員が自死するに至っても、国民に判りやすく潔白を証明しようとせず、最近の「桜を見る会」での自らの政治資金管理の問題や、河井衆議院議員夫妻の選挙違反問題なども国民に判りやすく明らかにしていません。

検察官の定年延長は、その判断が「内閣が必要と認めた場合」とされ、政権の意向が大きく反映され、時に政権や政治家を告訴してきた検察官が、政権におもねり、三権分立のバランスが崩れることが十分考えられます。私たちは、国家公務員として、一人の国民として、この国の民主主義の在り方を議論し、審判していくことも重要です。

2019年度　運動の総括

【増員】防災・災害復旧と公共事業執行体制

二〇一九年度は、七月の北九州豪雨に始まり、台風一九号では全国各地に多大な災害をもたらしました。災害では、過去最大のテックフォース派遣が行われ、一一月には、六つの「復興事務所」や「緊急治水対策事務所・出張所」が設置されています。更に、一二月の組織内示では、国土交通省と名称を変えた「組織再編」後、初めて、地方整備局において、一〇一名の定数増が内示されています。

全国「一人出張所」　2019.4

地整	道路	河川	砂防	ダム	海岸	計
東北	0	0	0	0	0	0
北陸	2	6	6	0	1	15
関東	0	0	0	0	0	0
中部	4	0	10	0	2	16
近畿	0	1	0	0	0	1
中国	0	9	0	1	0	10
四国	0	3	1	0	0	4
九州	0	0	0	0	0	0
計	6	19	17	1	3	46

これは、職員を減らされ続け「一人出張所」や空席ポストなど国土交通省の脆弱な体制への危機感、相次ぐ災害の中で、テックフォースをはじめとする災害対応や災害復旧・復興事業において地域や自治体首長、国会議員などの期待と信頼を得たこと、さらには私たち管理職ユニオンも含め国土交通省関係労組が協力して行った署名活動や地方議会・国会請願等の運動の成果であり、大きな確信とし令和３年度以降も純増を勝ち取っていく必要があります。

【超勤上限規制】形だけで終わらせてはいけない！

二〇一九年四月より、「働き方改革」として人事院規則を改定した「超過勤務の上限規制」が定められました。管理職にとっては、部下職員の超過勤務を抑制すれば「担当業務が進まない」逆に上限を超えた超過勤務を容認すれば「人事院規則違反に問われる」等の悩み多い立場に置かれました。

管理職ユニオンは七月八月に「超過勤務アンケート」を行い、各地整の「取り組みの温度差」「特例業務の解釈の違い」が明らかとなり、本省に対し統一的取り組みを行うよう申し入れています。

二〇一九年度は、災害が多かったこともあり、通常業務で年間三六〇時間を超える「人事院規則違反」に問われる報告はありません。しかし、当局の議論が「上限を超えない」為のテクニック論に終始した傾向もあり、「増員」の議論と併せた根本的な要員配置、仕事のやり方・やらせ方の議論へ発展させる必要があります。

【やりがい】管理職特別勤務手当　支給要件を明確化

管理職特別勤務手当の問題では、二〇一八年度の近畿支部の人事院への「行政措置要求」の勝利に続き、北陸支部の「行政措置要求」も勝利判定が出されました。

この勝利により、当局のイントラで支給要件が明示され、支給事例も徐々に増加しています。しかし、未だに制度を知らない管理職も存在し、支給に当たっては、細かな通話記録の提出が求められ、その記録の整理に半日の時間を要すなど本末転倒の事象となっています。

管理職ユニオンは、やった事が適正に評価され、迅速に支給されることが、業務の「やりがい」に通じることから、支給要件の明確化と手続きの簡素化を求めていきます。

2019 年度　主な出来事

3 月　人事院規則改定(超勤上限規制)
5 月　第 22 回定期全国大会(愛知県豊橋市)
6 月　北陸管特勤「行政措置要求」勝利判定出る
7 月　超過勤務に対するアンケート開始
8 月　7 日 人事院勧告
　26･28 日 前線による九州豪雨
9 月　台風 15 号(千葉県暴風災害)
　27 日 官房長会見
10 月 台風 19 号(全国各地で猛威)
11 月 22 日 6 箇所の緊急復興等の事務所･出張所の設置を記者発表
12 月 17 日 財務省交渉(陳情)
　20 日 組織改正発表
1 月 29 日 人事院交渉･内閣人事局交渉
2 月　7 日 官房長交渉
　12 日 赴任旅費「実費精算」当局より通知出る
4 月 7 日 コロナ緊急事態宣言　7府県
　16 日　〃　宣言　全国
5 月 14 日　〃　宣言解除　39 県
　18 日 検察庁法案も含む国家公務員定年延長法改正案 次期国会に先送り
　21 日　コロナ緊急事態宣言解除　近畿
　26 日　〃　宣言解除　全国

【定年延長】民間準拠の水準へ

私たちの今後の六〇歳以降の働き方は、①定年延長によるフルタイム就労②再任用制度によるハーフタイム就労③早期退職者制度を活用した再就職、に大きく区分されると考えています。

定年後の就労問題の本質は、過去、六〇歳で退職し、六〇歳で年金受給できましたが、年金支給年齢引き上げに伴い退職と年金支給年次の金銭収入の空白を雇用者である国の責任で埋めることにあります。ですから、定年後の私たちの生活にとって、定年延長時に人事院が言う「退職時の七〇％の賃金」を確保することが最低限です。

人事院が過去示した「意見の申出」中では、民間企業へのアンケートで六〇歳以上に定年年齢を引き上げた企業では、六二．五％が「給与減額なし」としています。こうした民間の実態がある中で、国家公務員が給与減額の制度を先んじて導入することは、民間の相場を引き下げることに繋がります。

また、現状のフルタイム再任用は採用数も少なく、処遇は退職時級の「二級下位」(管理職の場合「三級下位」)の位置付けとなっており、定年延長制度導入時の給与水準引き下げの理由となりかねません。フルタイム採用の拡充と、業務内容が知識と経験が生かせる内容とすることで処遇の改善を求めていきます。

【他省庁交渉】赴任旅費の実績額支給勝ち取る！

二〇一九年転勤異動にあたっての「赴任旅費」支給額と引越実費額との差が、大きな問題となっています。ユニオンが把握した事例では最大で支給額の五倍程度の実費負担が強いられる実態がありました。

組合員、職場から改善要求を受け、国土交通省、人事院、内閣人事局、財務省との折衝、交渉、会見を重ねる中で、当局担当者の問題意識を引き出し、「何とかできないかと検討している」等の回答を引き出し、二〇年三月に赴任旅費の「実費精算」が周知されています。

しかし、マイカーでの数回に分けての引越費用等の運用方針が不明な部分もあります。職場で発生した不具合を把握し、更に関係機関との折衝、交渉、会見を重ねていきます。

2020年度　運動方針（案）

【処遇改善】誰でも55歳までに6級昇格し、多くの管理職員等の7級昇格実現を！

処遇改善には、定数改善が重要です。ユニオンは、昨年の全国大会で発表した「処遇改善政策」を基本に、本省や査定省庁に対し、防災官庁としての評価を高めさせ、事務所長・局課長・副所長・局官ポストでの多くの七・八級昇格を追求していきます。

また、事務所課長六級は、退職一・五年前の一〇月に発令されていますが、当局は、四月に配分された級別定数を半年間据え置くことに明確な理由を示していません。ユニオンは課長六級の退職二年前の四月発令を追求するとともに、将来的には五五歳で六級昇格が実現できる定数と運用の改善を追求していきます。

さらに、国土地理院地方測量部の課長は五級退職を余儀なくされていることから、本省・国土地理院本院・人事院に対し六級昇格を強く求めていきます。

【交渉重視】内閣人事局査定に合わせた交渉配置

ユニオンは、国交通省、人事院、内閣人事局との折衝、交渉、会見を重ね要求を実現してきました。しかし、相手との調整の中で、回数が制限され、必ずしも効果的な時期に配置は出来てきませんでした。

ユニオンは、職場の要求の核心は「組織・増員」と「人事」にあると考え、国土交通省が予算・政策などをまとめ、財務省へ予算や定員の要求を行う7月に1回目、予算が閣議決定され、人事が動く十二月に2回目の局長・官房長交渉の開催を求めます。また、内閣人事局や人事院に対しては要求期の7月と査定期の一〇月に交渉を求めていきます。

地方測量部「府県単位機関」評価に！
（ユニオン調べ）

地方測量部

	9級	8級	7級	6級	5級
部長		1	6	3	
次長				7	
課長				2	17

地方整備局

	7級	6級	5級	4級
副所長	26	552	23	
課長		198	1143	460

組織拡大運動

管理職員の声を聞き、職場世論背景の運動を！

相次ぐ災害や補正予算、定員削減による多忙な業務、さらにはコロナ禍による在宅勤務や時差出勤などにより、管理職員の不満や悩みは増大しています。この様な中だからこそ「国民に理解され、喜ばれる仕事をしたい」という管理職員の想いも強くなっており、その受け皿となり問題を解決していくユニオンの役割は重要です。

ユニオンは一九九八年の結成以来「管理職アンケート」の取り組みを行い、職場の声を聞き取り、要求書として当局へ提出、折衝・交渉で訴え管理職手当や管理職員特別勤務手当、再任用制度の改善、地方整備局の増員など処遇改善や要求を実現してきました。一昨年取り組んだ「第一一回管理職アンケート」では、一五〇〇名を超える管理職員等が結集し、ユニオンへの期待を示しています。

二〇二〇年度には「第一二回管理職アンケート」を加入の訴えと一体として取り組むことで1000名組織を達成し、「管理職員の健康と処遇を守る砦」を一層強固なものとしていきます。

1000名組織を確立し、働きがいの持てる職場を創ろう！

コロナ禍に思う。

自民党の世耕弘成参院幹事長は、世論の反対で成立断念とした「検察庁法改正案」と抱き合わせた「国家公務員法改正案」に関し、「経済が苦しくなる中、公務員の給料が下がらないまま定年延長していいのか」と述べている。また、コロナで PCR 検査が増えなかった原因は、判断する保健所職員が少なく、政府が予算を渋ったからとの報道もある。

税金は国民から頂き国民の為に使うもの、こと更、対立を煽るため公務員の退職後収入をまな板に上げるなら、政党助成金や米国からの兵器購入、辺野古などでの思いやり予算もまな板に上げ、コロナ禍で脅かされる国民の命と天秤にかける議論を国会でやって欲しい。

そして、保健所や公共医療機関の様に行革路線で人員が削減され脆弱化した機能を強化する議論も必要だ。その先に防災官庁強化の議論もやって欲しいと思う。

（R 生）